	［項を削る。］

チルドハンバーグステーキ及びチルドミートボール			
	ソースを加えた旨又はソースで煮込んだ旨（冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍フィッシュハンバーグ又は冷凍フィッシュボールに限る。）	食肉の含有率（冷凍ハンバーグ及び冷凍ミートボール（これらに具又はソースを加えたものにあっては、具及びソースを除く。）であって、食肉の含有率が四十パーセント未満のものに限る。）	魚肉の含有率（冷凍フィッシュハンバーグ又は冷凍フィッシュボール（これらに具又はソースを加えたものにあっては、具又はソースを除く。）であって魚肉の含有率が四十パーセント未満のものに限る。）
	ソースを加えた旨又はソースで煮込んだ旨を表示する。	実含有率を上回らない五の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、単位を明記した食肉の含有率を表示する。	実含有率を上回らない五の整数倍の数値により、パーセントの単位をもって、単位を明記した魚肉の含有率を表示する。
	食品の特性に応じて表示する。		